

令和7年度 第3子以降学校給食費補助金

のご案内

補助金を希望される方は、毎年度必ず申請してください！

多子世帯の経済的負担を軽減するため、扶養する子が3人以上いる世帯で、第3子以降の子が佐倉市立小中学校に在籍している場合の学校給食費相当額（令和7年度分）を補助します。

7/16（水）
申請締切

補助金の対象となる保護者

次の①～④の全てを満たす保護者の方が対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、年齢が3番目以降の子が、佐倉市立小中学校で給食の提供を受けている。
※アレルギーなどにより弁当を持参している場合も含む。
- ③ 国や県、市の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。
- ④ 世帯での学校給食費を滞納していない。

【補助金対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	補助金対象
例1	29歳（扶養されている）	16歳（扶養されている）	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	第3子・第4子
例2	22歳就労者	16歳（扶養されている）	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	第4子
例3	20歳（扶養されている）	18歳就労者	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	該当なし
例5	佐倉市立中学生	佐倉市立中学生	佐倉市立小学生	佐倉市立幼稚園生	第3子
例6	私立中学生	県立中学生	佐倉市立小学生	私立小学生	第3子

申請方法

※記入漏れ・貼付書類漏れがある場合、申請をお受けできません。

- ① 申請書の記入 「佐倉市第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼委任状」に必要事項を記入。
※第3子以降の子が複数いる場合、第3子以降の子が在籍する学校ごとに申請書を作成してください。
- ② 振込口座のわかる書類の写しを貼付 補助金の振込先口座の通帳等の写し（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナが確認できるもの）を申請書裏面の指定欄に貼り付ける。
- ③ 扶養状況を確認できる書類の写しを貼付 申請書に記載した子のうち、義務教育年齢以外の子の、次のいずれかの健康保険資格情報を確認できる書類の写しを、申請書裏面の指定欄に貼り付ける。
 - ・健康保険証の写し（旧保険証が使用可能な令和7年12月1日まで可）
 - ・保険者より発行される「資格確認書」の写し（有効なもの）
 - ・マイナポータルにログインし、「健康保険資格情報」の表示された内容を印刷したもの
- ④ 学校へ提出 申請書を任意の封筒に入れて封をし、封筒に「第3子以降給食費補助金申請書」と記入の上、第3子以降の子が在籍している学校へ提出。

申請締切

令和7年7月16日（水）までに学校へ提出。

申請内容に変更が生じた場合

申請内容に変更が生じた場合（扶養している人数の変更があった場合等）は、変更の届け出が必要となりますので、教育委員会指導課までご連絡ください。

毎月の給食費は必ず納付

給食費は、通常通り学校へ納付してください。

補助金のお支払い

年度末に、各学校から給食提供状況の実績報告を受けて、補助金額が確定しましたら、申請書に記載された指定口座へお支払いいたします（確定した補助金額は、文書でお知らせいたします）。

補助金のお支払いは、令和8年4月の予定です。

Q & A

Q : 就学援助や生活保護を受けている場合は補助されるか。

A : 就学援助や生活保護において給食費が全額支援されるため、補助金の対象外となります。
ただし、特別支援教育就学奨励費などで給食費の一部支援を受けている場合は、その額を差し引いた金額は補助金の対象となります。

Q : 年度途中に市外の学校へ転校した場合は補助されるか。

A : 佐倉市立小中学校に通っている期間が補助対象ですので、市外の学校へ転校した場合、転校した日以降は補助金の対象となりません。

Q : 扶養している3人の子どものうち、上の2人が保護者と別居している。佐倉市立小中学校へ通っている3人目の子は補助金の対象となるか。

A : 上の2人の子どもについて、居住地がどこでも、扶養されていることが確認できれば、3人目の子は補助の対象となります。

Q : 扶養状況を確認する書類について、マイナ保険証しかない場合、どうすれば良いか。

A : 子のマイナンバーカードで、マイナポータルにログインし、健康保険資格情報の表示された画面をスクリーンショット後、印刷した書面を添付してください。

…マイナポータルの操作手順は、市ホームページ（右記）から



※マイナンバーカードの写しは、絶対に貼り付けないでください。

<お問い合わせ先>

佐倉市教育委員会 指導課 保健給食班

TEL : 043-484-6193